

令和6年度「日本酒のまち 東広島」の認知度向上に係るプロモーション業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度「日本酒のまち 東広島」の認知度向上に係るプロモーション業務

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 取組方針

(1) 背景

東広島市では、特徴である「日本酒のまち 東広島」を中心として、本市の地域資源を活かした魅力ある観光地を形成し、国内外からの観光客を誘致することにより、地域事業者の活性化を図ることとしている。令和2年6月には、一般社団法人ディスカバー東広島（令和4年3月に地域DMOに登録）が発足し、観光の地域産業化に向けてさらに取り組みを進めている。

こうした中、コロナ禍が明け、全国的に観光客が増加しているものの、県外における「日本酒のまち 東広島」の認知拡大は進んでいない。

(2) 本業務の目的

日本酒を中心とした本市観光コンテンツの露出を多く獲得し、インバウンドを含む広範なユーザー層にアプローチすることで、県外における「日本酒のまち 東広島」の認知度を高める。さらに、県外における「日本酒のまち 東広島」の認知度向上に比例し、東広島の酒や食に関する興味・関心を高めることで、来訪の動機付けを図る。

4 業務内容

(1) 訴求する素材例

- ・次に示す素材例の内、主に「ア 日本酒関連」や「イ 日本酒関連イベント」を素材として活用し、東広島市が「日本酒のまち」であることを訴求させる。
- ・素材の活用は、複数を組み合わせることで、「日本酒のまち 東広島」への興味・関心をより一層高め、来訪への動機が高まるような内容とするよう工夫を図ること。中でも、「ア 日本酒関連」と「ウ 食（特産品）関連」との組み合わせは、必須とする。

ア 日本酒関連

東広島市内 10 蔵の日本酒、西条酒蔵通り、吟醸酒発祥の地、杜氏のふるさと安芸津など

イ 日本酒関連イベント

酒まつり（10月開催）、蔵開き（4月開催）、日本酒大学（開催時期未定）など

ウ 食（特産品）関連

東広島こい地鶏、かき小町、美酒鍋、へそ丼、米（広島県内作付面積上位）、ジビエ、コメカラなど

エ 歴史

安芸国分寺、三ツ城古墳など

オ 文化

東広島市立美術館、仙石庭園など

(2) 訴求の対象

ア 地域

- ・首都圏（東京23区内又は周辺地域）を必須とする。
- ・上記以外に、「3（2）本業務の目的」の達成度を高める期待ができる地域があれば、発注者との協議の上、追加も可とする。（想定される例：関西、アジア圏 等）

イ 人

性別、年齢層などの要素は限定しないが、次のような観点から、「3（2）本業務の目的」の達成度を高める期待ができる対象を、発注者との協議の上、設定する。

<想定される観点（例）>

- 日本酒コンテンツへの関心が高い
- 情報発信（拡散）力が強い
- 旅行頻度、旅行消費単価が高い

(3) 訴求の手段

ア イベント・フェア・ツアー等によるプロモーションの企画・運営

①企画内容

- ・「4（1）訴求する素材例」の内、主に「ア 日本酒関連」及び「イ 日本酒関連イベント」の魅力を伝えるイベント・フェア、又は大多数の目に触れる取組みを企画・運営すること。
- ・東広島市の日本酒や特産品の試飲・試食を含み、「日本酒のまち 東広島」を知り、体験でき且つ、そこでの体験（情報）が拡散されるよう工夫を図ること。
- ・『日本酒のまち 東広島』を知り、体験できる手法の一つとして、企画のゲスト起用者又は参加者が実際に東広島市に来訪し、そこでの体験（情報）が拡散されるような内容を取り入れること。

<想定される体験（情報）の拡散（例）>

- メディアの注目を集めるゲストの起用
 - インフルエンサー（フォロワー数10万人以上）の起用
 - モデルツアーの企画運営
 - 現地でのコンテンツ体験シーンを記事化・映像化等をし、SNS等で拡散
- なお、本業務の目的を達成しうる提案内容であれば、例に沿った内容である必要はありません。

②広報

- ・イベント・フェア等の効果が十分に発揮されるよう、メディアの招聘や、参加者確保のための広報を行うこと。
- ・イベント・フェア等の広報をきっかけに、首都圏において広く「日本酒のまち 東広島」をPRすることができる内容とすること。

③その他

- ・企画、会場確保及び調整、備品準備、司会・進行、招待客やメディアとの調整など、イベント・フェア等の開催に係るすべての業務を行うこと。
- ・参加事業者との調整に要する経費、謝礼、交通費及び宿泊費等の必要経費は委託料に含むこと。
- ・企画の内容及び実施にあたっては、発注者と十分に協議の上実施すること。

イ 情報発信

- ・「ア プロモーションイベント・フェア等の実施」に示す企画内容や、本市の日本酒関連イベントを効果的に活用した内容とする。
- ・情報の拡散力が高い手法を活用すること。

<想定される情報発信（例）>

- ウェブ広告の活用
- 雑誌への記事掲載
- テレビ・ラジオ番組の活用
- 動画の作成
- 受注者自らが運営するウェブページ等

- ・本市の観光関連WEBページへの誘導の仕組みを取り入れること。

<本市の観光関連WEBページ>

- 東広島市観光協会ホームページ (<https://hh-kanko.ne.jp/>)
- 日本酒 10 (<https://e-sake.jp/>)
- 東広島おでかけナビ (<https://east-hiroshima.info/>)

- ・本業務での実施内容を契機として本市を認知した人に対し、本業務終了後においても継続的に、本市の観光情報を発信できる仕組みと結びつけること。

<想定される継続的情報発信のための仕組み（例）>

- 日本酒 10 の Instagram アカウントフォロワー者数の増
- ディスカバー東広島公式 LINE 友達登録者数の増
- 東広島市農林水産物販路拡大推進協議会の Instagram アカウントフォロワー者数の増

ウ その他

- ・広島県やその他団体が、首都圏において実施予定の広島の食のプロモーションと連動した内容について、発注者と協議の上、取り入れること。
- ・前述ア及びイに加え、公募型プロポーザル方式による審査会で、受注者が独自に企画・提案した内容を本業務の委託に反映すること。

(4) プロモーション効果の測定・分析

- ・「3 (2) 本業務の目的」の達成度を測定するためのK P I（評価指標）を設定すること。
- ・設定したK P Iは、一つの手段を実施毎に速やかに測定・分析し、発注者に共有しながら改善を図ること。

5 業務の実施体制

- (1) 本仕様書に定める業務内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備

すること。

- (2) 本業務について、随時、発注者との連絡・調整を行うこと。必要に応じて東広島市役所において打ち合わせを行うものとする。また、打合せ記録簿は受注者が作成するものとする。
- (3) 受注者は、業務全体を把握する管理者を置き、発注者との事務連絡体制を確立すること。
- (4) 受注者は、管理者以外が所管する業務については、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。その場合は、予め書面により発注者の承諾を得なければならない。

6 関係機関等との協議

業務の整合性を確認するため、本市及びディスカバー東広島と協議を行うこと。
協議は計4回を基本とするが、発注者の指示により適宜行うものとする。

7 工程計画表の作成

本業務履行期間（契約締結日の翌日～令和7年3月31日）における工程計画表は、受注者が作成し、発注者に提示すること。ただし、発注者の指示により、適宜修正を行うことができるものとする。

なお、令和6年7月末日までに、初回のプロモーション活動を実施できるような工程計画とし、8月以降に認知の効果が表れる内容とすること。

8 成果物

(1) 成果品

活用したメディアのデザインデータ、ウェブデータ、広告配信データ等

(2) 納品方法

発注者が指定する大容量ファイル交換システムまたはインターネットメールにより納品すること。ただし、最終データについては、電子データを記録したDVD-R（又はCD-R）により提出すること。

(3) 提出期限

令和7年3月31日（月）まで

9 業務完了報告

次のとおり完了報告書を作成の上、提出すること。

(1) 完了報告書

A4規格（縦、両面カラー印刷）とし、写真、画像、グラフ等を用いて仕様書「4 業務内容」の項目順に記述すること。設定したKPI（評価指標）の結果及び認知度向上の効果等の成果、次年度の取組みに向けた提言についても、グラフ等を用いて記述すること。

(2) 納品方法

製本版を1部、電子データを記録したDVD-R（又はCD-R）を1枚提出すること。

(3) 納品場所

東広島市産業部ブランド推進課（〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号）

(4) 提出期限

令和7年3月31日（月）まで

10 著作権等

- (1) 使用する映像及び音声等に係る著作権、肖像権等の権利関係の処理については、受注者が行うこととする。
- (2) 撮影許可、映像使用等で必要となる手続きは受注者が行うこととし、使用料等の費用は委託料に含まれることとする。
- (3) 原則として、本業務で得た全ての成果品、著作権は、東広島市に帰属するものとする。

11 その他

- (1) 受注者は、受託する業務が公共サービスであることを十分認識し、当該業務に関連する法令・条例等を遵守し、業務を誠実に遂行しなければならない。
- (2) 受注者は、委託業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密その他の情報を、業務以外の目的に利用したり、他に漏らしたりしてはならない。業務完了後又は契約解除後においても同様とする。
- (3) 受注者は、契約書及び仕様書に基づき、常に発注者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (4) 委託料については、委託業務完了に伴う完了検査に合格した後、請求書に基づき一括して支払う。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。

12 担当部署

東広島市産業部ブランド推進課

TEL：082-422-1032

Fax：082-422-5805

Mail：hgh200941@city.higashihiroshima.lg.jp